

事後開示書類  
(吸収合併)

2022年4月1日

株式会社ブルボン

2022年4月1日

吸収合併に関する事後開示書類  
(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく開示事項)

新潟県柏崎市駅前一丁目3番1号

株式会社ブルボン

代表取締役社長 吉田 康



株式会社ブルボン（以下「当社」といいます。）は、2021年12月10日付で北日本羽黒食品株式会社（以下「北日本羽黒食品㈱」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、北日本羽黒食品㈱を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき下記のとおり開示いたします。

記

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2022年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続きの経過（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過

北日本羽黒食品㈱は、当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定に基づく吸収合併等をやめることの請求について、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続きの経過

北日本羽黒食品㈱は、当社の完全子会社であったため、会社法第785条の規定に基づく反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続きの経過

北日本羽黒食品㈱は、新株予約権を発行していなかったため、会社法第787条の規定に基づく新株予約権買取請求について、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

北日本羽黒食品(株)は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 2 月 1 日付の官報及び電子公告により、債権者に対して本合併に関する公告を行いましたが、異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過 (会社法施行規則第 200 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易吸収合併であるため、同法第 796 条の 2 の規定に基づく吸収合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易吸収合併であるため、同法第 797 条の規定に基づく反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 2 月 1 日付の官報及び電子公告により、債権者に対して本合併に関する公告を行いましたが、異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第 200 条第 4 号)

当社は、本合併の効力発生日である 2022 年 4 月 1 日をもって、北日本羽黒食品(株)からその資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項 (会社法施行規則第 200 条第 5 号)

別紙のとおりです。

6. 変更の登記をした日 (会社法施行規則第 200 条第 6 号)

2022 年 4 月 1 日 (予定)

7. 上記の他、本合併に関する重要な事項 (会社法施行規則第 200 条第 7 号)

該当事項はありません。

以上

# 別 紙

## 事前開示書類 (吸収合併)

2022年1月27日

北日本羽黒食品 株式会社

2022年1月27日

吸収合併に関する事前開示書類  
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく開示事項)

新潟県柏崎市駅前一丁目3番1号  
北日本羽黒食品株式会社  
代表取締役社長 諸橋 文弘



北日本羽黒食品株式会社（以下「当社」といいます。）は、2021年12月10日付で株式会社ブルボン（以下「㈱ブルボン」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、㈱ブルボンを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

会社法第782条および会社法施行規則第182条に基づき下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項第1号）

別紙1「吸収合併契約書」のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号及び第3項）

本合併に際し株式の発行及び金銭等の交付はありません。当社は、吸収合併存続会社である㈱ブルボンの完全子会社であり、㈱ブルボンが当社の発行済株式の全てを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。

なお、㈱ブルボン及び当社は、会社計算規則第2条第3項第36号に規定する共通支配下関係にありますが、当社の株主は㈱ブルボンのみであり、当社に少数株主は存在しないため、当社の少数株主の利益を害さないように留意した事項はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号及び第4項）

合併対価を交付しないため、合併対価について参考となるべき事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号及び第5項第1号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項）

吸収合併存続会社

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 「吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等」のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

吸収合併消滅会社

（1）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務（会社法第 789 条第 1 項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本合併の効力発生日以後における㈱ブルボンの資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みであり、また、本合併の効力発生日以後の㈱ブルボンの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

従って、本合併の効力発生日以後における㈱ブルボンの債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上


(別紙 1)

吸収合併契約書



## 吸収合併契約書

株式会社ブルボン（以下「甲」という。）及び北日本羽黒食品株式会社（以下「乙」という。）は、2021年12月10日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。




### 第1条（吸収合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

### 第2条（商号及び住所）


甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：吸収合併存続会社  
（商号）株式会社ブルボン  
（住所）新潟県柏崎市駅前一丁目3番1号
- (2) 乙：吸収合併消滅会社  
（商号）北日本羽黒食品株式会社  
（住所）新潟県柏崎市駅前一丁目3番1号



### 第3条（本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

乙の株式の全てを甲が保有しているため、甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。



### 第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

### 第5条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年4月1日とする。但し、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

### 第6条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約に関する同法第783条第1項



に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。

#### 第7条（本合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第8条（本合併の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

#### 第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2021年12月10日

甲：新潟県柏崎市駅前一丁目3番1号

株式会社ブルボン

代表取締役社長 吉田 康

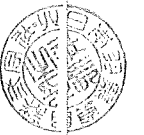


乙：新潟県柏崎市駅前一丁目3番1号

北日本羽黒食品株式会社

代表取締役社長 諸橋 文弘





(別紙 2)

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

# 事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

## 1. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響で社会経済活動が停滞し、景気減速傾向が急激に強まりました。緊急事態宣言解除後、感染症対策を講じつつ緩やかな回復基調を見せたものの、宣言の再発出や終息が見通せない状況下で先行き不透明感が依然として続きました。

菓子・飲料・食品業界は、外出自粛を受けた在宅機会の増加による内食需要に支えられ堅調な推移をしたものの、雇用、所得環境の急激な変化や感染拡大の長期化による消費者心理の冷え込みから節約志向が続きました。

このような状況下で、当社グループは一貫して食品製造企業として品質保証第一主義に徹し、感染防止対策の徹底を図りながら、安全で安心な実質価値の高い商品の安定した供給と、消費者ニーズにお応えしたサービスの提供など、顧客満足度の向上に向けた活動を推進してまいりました。具体的には、働き方改革やニューノーマルへの対応のほか、健康志向の高まりやECチャネル需要の増加等による消費者の購買行動の多様化など、求められる価値の実現に機敏かつ柔軟に取り組みました。加えて、商品ブランドの強化と付加価値を高めた魅力のある商品開発に取り組むとともに、可能な範囲で最大限の店頭フォロー活動を続け、企画提案型の営業活動を通してお客様の満足につながる活動を推進してまいりました。

その結果、外出自粛の影響を受け伸び悩んだ品目があったものの、ビスケット品目を中心に大袋商品やロングセラー商品が順調に推移し、売上高は前期並みとなりました。

利益面では、営業利益は生産性の向上とコストの削減に加え、原料価格が安定的に推移したことから前期を上回りました。また、経常利益は為替差益を計上したことから前期を大幅に上回りました。そして、親会社株主に帰属する当期純利益は、設備等の減損損失を計上しましたが、投資有価証券売却益の計上などにより前期を大幅に上回りました。

## 営業品目別の概況

菓子の合計売上高は、113,644百万円（対前期比101.2%）となりました。

菓子では、ビスケット品目を中心として、豆菓子、キャンデー、デザート、米菓、スナック、チョコレートなどの品目を展開しています。

ビスケット品目は、ミニサイズで個包装したカステラ「ちいさなかすていら」を発売したほか、小容量高品質な食べきり商品として、小袋クッキー「PRESENT for ME」シリーズや「ロアンヌチョコランチ」を発売し品揃えの強化を図りました。また、「チョコあ〜んぱん」シリーズや「エクセレントスイーツ」シリーズをリニューアルし、品質の向上にも努めました。加えて、季節に合わせた商品展開として、抹茶、バナナ、ゴールドパイン&ゴールドキウイ、いも・栗、ホワイト、いちごなどの各種フェア商品を発売し、店頭での露出を高めてお客様を飽きさせない売り場づくりを提案しました。品目全体では大袋商品やロングセラー商品を中心として順調に推移しました。

豆菓子品目は、「味ごのみ」シリーズで季節ごとに限定商品を展開し、品揃えの強化とブランド認知向上を図りました。また、素材のおいしさを楽しむ「くつろぎバル」シリーズを発売し、多様化する消費者ニーズにお応えする商品展開を行いました。

チョコレート品目は、「ひとくちルマンド」にシリーズ品として、「ひとくちルマンドホワイト」「ひとくちルマンドマイルドビター」を発売しブランド強化に努めました。「アルフォートミニチョコレート」シリーズで「アルフォートミニチョコレートリッチミルク」を発売するとともに、コンテンツタイアップの新たなプロモーションと、消費者キャンペーンを展開しブランドの活性化に取り組みました。また、カップスナック商品群や「ブランチュールミニチョコレート」シリーズも品揃えの強化に取り組んだほか、家庭で過ごす時間が増えたことからお客様自身で製作する「プチクマのお菓子のおうち」などに高い支持をいただきました。感染症拡大下において影響を受けた品目があったものの菓子全体では、前期を上回りました。

また、継続して取り組んでいる環境負荷低減の取り組みとして、「80kcal」シリーズや「チーズおかき」においてプラスチックトレイを廃止し、体積を小さくしたエコ包装を実現しました。



飲料・食品・冷菓・その他の合計売上高は、4,799百万円(対前期比90.9%)となりました。

飲料品目は、ミネラルウォーター商品群において人気キャラクターをデザインした商品や、地域復興応援商品「福島県只見線応援天然水」を発売しました。ルート限定商品として展開した「牛乳でおいしくホットなココア缶190」の取り扱いが拡大し好調に推移したものの、既存品が伸び悩み前期を下回りました。

食品品目は、スライス形状の食品シート「かんたんクッキング」シリーズのリニューアルを行いました。また、冬期限定の「スライス生チョコレートとちおとめショコラ」や、健康感を付与した「ちょこっと+豆乳きなこ」を発売し内食需要に向けた提案を行いました。加えて、粉末ココア商品の需要が増加したほか、防災意識の高まりから保存缶商品にもご支持をいただきました。機能性食品では、新ブランド「ナクア」シリーズを発売したほか、「ウイングラム」シリーズにおいて「プロテインバーキャラメルナッツクッキー(WG)」や「プロテインチャージえんどうまめスナックレモン味(WG)」を発売し、健康志向のニーズにお応えする商品展開を行いました。品目全体では前期を上回りました。

冷菓品目は、“お菓子アイス”の取り組みとして「ロアンヌアイス」「ガトーレーズンアイス」「シルベヌアイス」を発売し、品目全体の底上げと品揃えの強化を図りました。「ルマンドアイス」シリーズに新商品を展開し認知の向上を図ったものの、競争激化の影響により前期を下回りました。

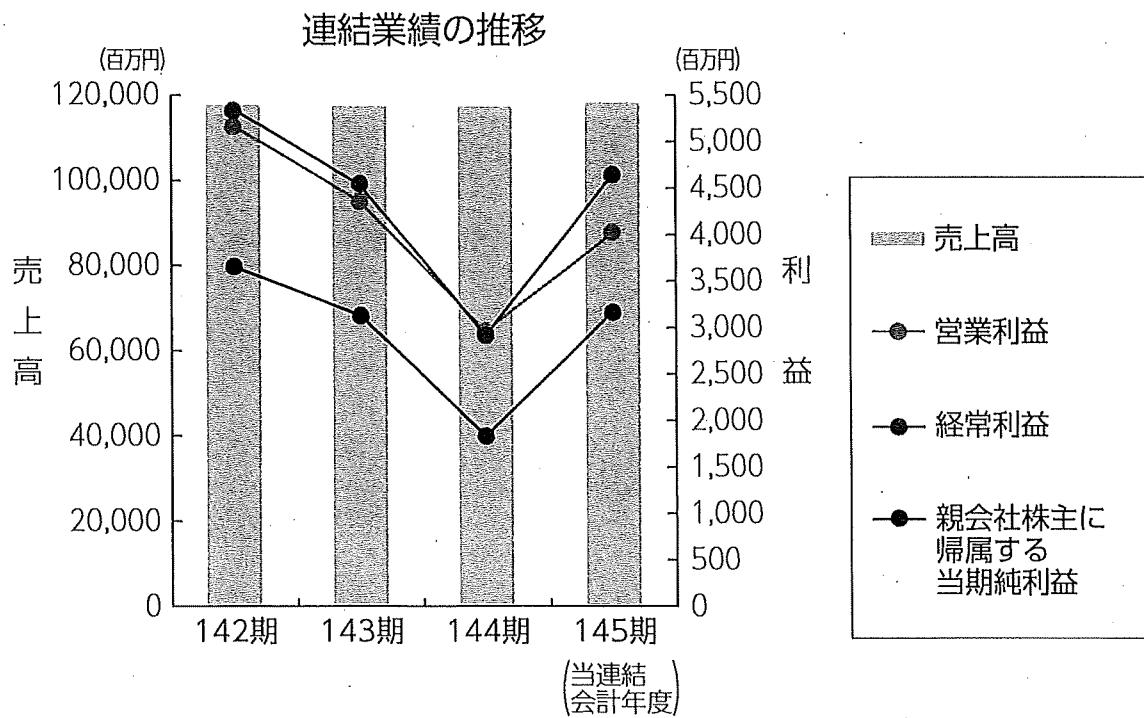
その他では、通信販売事業は家庭内需要に対応した新商品の詰め合わせセットや、ホワイトロリータ発売55周年を記念したオリジナルクリアファイル付きの詰め合わせセットを発売し、魅力的な品揃えに努めました。また感染症拡大の長期化に伴い、当社工場内で製造し事業活動において日々使用する、日本製の素材を用いたマスクの一般販売を開始しました。

自動販売機事業は、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛の影響から、販売は伸び悩んだものの、多様な商品を取り扱うプチモールの設置台数の増加や、設置環境の選択による収益性向上と効率化に取り組みました。

酒類販売事業は、外出自粛によるお土産用受託商品の需要減少と輸出商品の伸び悩みの影響を受けた一方、既存商品の大幅リニューアルを行ったほか限定醸造商品を発売し、ナショナルブランド商品の認知向上に取り組みました。



以上の営業活動により業績の向上に努めてまいりました結果、当連結会計年度の売上高は118,443百万円（対前期比100.8%）、営業利益は4,179百万円（対前期比143.1%）、経常利益は4,676百万円（対前期比161.3%）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,167百万円（対前期比168.8%）となりました。





## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、4,761百万円であり、ビスケット、半生、チョコレートを中心とした新製品への設備投資、ビスケット、半生、米菓の主力商品の生産強化を目的とした設備投資、既存商品の省人化、既存設備の更新や省エネルギーとIoT導入による収益性改善および品質管理体制強化のための設備投資を図りました。

## (3) 資金調達の状況

設備の新設および拡充資金は、主に自己資金により充当いたしました。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは、食品製造企業として品質保証第一主義に徹するとともに、安定した原材料調達と商品供給体制の確立、原材料のトレーサビリティ、フードセーフティーへの取り組み強化による品質保証体制のレベルアップを図ってまいります。

また、消費者の皆様の「心と体の健康づくり」に寄与する健康増進総合支援企業を目指し、ビスケットやチョコレートをはじめとする多様なカテゴリーでバラエティ豊かな商品や、未病対策として生活習慣病予防のための機能性食品、健康食品の開発を進めてまいります。

あわせて、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、AI、IoT等を活用した最新の生産システム構築による生産性向上や、業務プロセスの自動化・ペーパーレス化等を通じた働き方改革に取り組んでまいります。

将来に向けては、企業の持続的発展のためESG（環境・社会・ガバナンス）を経営戦略と捉え、SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標に準拠した活動を明確にしてまいります。そして商品の品質向上や顧客満足度の向上、コンプライアンスに注力しつつ、環境貢献投資、健康寿命の延長、防災・減災などの社会的な課題の解決にも取り組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症については、依然終息の見通しが立っておりませんが、当社グループ一丸となって従業員への感染予防・拡大防止策を徹底しつつ、生産体制の維持と商品の安定供給に努めてまいります。

### ① 新製品開発体制の強化

- ・競争力優位にあるビスケット市場におけるシェアのさらなる拡大
- ・チョコレート市場シェア拡大と冷菓事業の推進
- ・次世代を担う主力商品の開発、新たなブランドの構築および新カテゴリー群の創出と育成
- ・既存ブランド商品の新規形態品やシリーズ品の開発を通じた新たな売り場や購買層の獲得
- ・優位性・新奇性に富み、差別化された商品の開発やそのための新設備の導入
- ・先端・先進的研究領域への取り組み

### ② 新たな需要を創造する営業体制の強化

- ・企画提案型営業による楽しい売り場演出・サービスの提供

- ・流通チャネル・得意先別要望への適時対応と積極的な企画提案による関係強化
  - ・販売促進費の効果的使用による売上拡大と低効果費用の見直しによる利益改善
  - ・自動販売機事業、業務用商品販売事業およびeコマース事業の品揃え強化による採算性の向上のほか、新たな付加価値を提供するスマートリテールの開発
  - ・キャッシュレス化の進行による消費チャネル多様化への対応
- ③ グローバル展開の推進
- ・中国市場における当社商品や現地グループ会社の商品の販売拡大
  - ・米国市場に適した商品の開発と現地法人を拠点とした販売推進
  - ・東南アジア、その他目覚ましい経済成長がみられる地域への販売網の構築や販売強化
  - ・その他地域への販売網の構築
- ④ 経営基盤の強化
- ・安全、安心な商品を安定して供給できる生産体制の構築・維持・推進
  - ・新規原材料開発や購買経路の開拓、製品仕様の見直し等によりコスト競争力を高める体制の強化
  - ・AI、IoTを活用した最新の生産システムの構築による生産性や品質の向上、省人化によるコスト低減の推進
  - ・食品安全マネジメントシステムの国際規格ISO22000からGFSI（世界食品安全会議）ベンチマーク規格のFSSC22000への移行推進
  - ・食品安全マネジメントシステムの国際規格等を基に当社独自に策定したブルボン品質保証マネジメントシステム（BQAMS）の運用と教育の実施
  - ・ダイバーシティ推進のため、従業員の多様な働き方や、女性の活躍を可能とする制度の拡充
  - ・健康を重視した経営方針のもと明るく生き生きと働くことのできる職場環境の構築
  - ・後継者群育成計画の策定による経営幹部の養成

## (5) 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第142期	第143期	第144期	第145期
	(2017年4月から 2018年3月まで)	(2018年4月から 2019年3月まで)	(2019年4月から 2020年3月まで)	当連結会計年度 (2020年4月から 2021年3月まで)
売 上 高 (百万円)	117,696	117,572	117,551	118,443
経 常 利 益 (百万円)	5,322	4,560	2,899	4,676
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,657	3,117	1,875	3,167
1株当たり当期純利益 (円)	152.25	129.77	78.08	131.84
総 資 産 (百万円)	79,505	80,026	78,050	78,872
純 資 産 (百万円)	43,984	46,310	47,664	50,561

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
北日本羽黒食品株式会社	10百万円	100%	食料品の製造
株式会社レーマン	28百万円	100%	食料品の製造・販売
エチゴビール株式会社	100百万円	100%	酒類の製造・販売
波路梦(上海)商貿有限公司	1,685百万円	100%	食料品の販売
波路梦(長興)食品有限公司	28,500千US\$	100%	食料品の製造・販売

### ③特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

各種和洋菓子および飲料、食品ならびに衛生用品の製造、販売

(主要な営業品目)

ビスケット、小麦粉せんべい、豆菓子、キャンデー、デザート、米菓、スナック、珍味、チョコレート、チューインガム、ミネラルウォーター、コーヒー・ココア飲料、その他清涼飲料水、粉末ココア、冷菓、酒類、米(通販のみ)、パン・インスタントラーメン(自販機のみ)、マスク(通販のみ)

## (8) 主要な営業所および工場

### ①営業所

赤坂オフィス(東京都港区)、神戸オフィス(神戸市)、北海道・東北(仙台市)、北信越(柏崎市)、関東東(川口市)、関東西(横浜市)、中部(北名古屋市)、中国・四国(広島市)、九州(福岡市)  
中華人民共和国(上海市、北京市)

### ②生産拠点

新潟県(柏崎市、新潟市、長岡市、上越市、新発田市、村上市、五泉市)  
山形県(鶴岡市)  
埼玉県(和光市)  
長野県(北佐久郡御代田町)  
中華人民共和国(浙江省湖州市長興県)

## (9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,201名	70名減	38.3歳	15.7年

上記の他、臨時従業員が期中平均で822名おります。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額 (百万円)
株式会社 日本政策投資銀行	250

(11) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000 株  
(2) 発行済株式の総数 24,024,387 株 (自己株式 3,675,613 株を除く)  
(3) 株主数 11,720 名  
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
公益財団法人ブルボン吉田記念財団	2,612	10.87
吉田興産株式会社	2,200	9.16
株式会社第四北越銀行	1,731	7.21
ブルボン柏湧共栄会	1,678	6.99
吉田康	1,172	4.88
吉田和代	938	3.91
北日本興産株式会社	915	3.81
吉田暁弘	843	3.51
吉田匡慶	656	2.73
吉田篤司	636	2.65

- (注) 1. 当社は自己株式を3,675,613株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
3. 株式会社第四北越銀行は、旧株式会社第四銀行と旧株式会社北越銀行が2021年1月1日付で合併し、発足いたしました。

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況  
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

(2021年3月31日現在)

氏名	地位および担当		重要な兼職の状況
吉田 康	取締役社長 (代表取締役)		公益財団法人ブルボン吉田記念財団代表理事 吉田興産株式会社取締役 北日本興産株式会社取締役 株式会社ブルボン再生医科学研究所代表取締役
山崎 幸治	専務取締役 (代表取締役)	人智財本部長 財務管理部長	
浅野 和男	常務取締役	経営企画研究本部長 執行役員統合企画部長	新潟バイオリサーチパーク株式会社 代表取締役副社長
大竹 一弘	常務取締役	開発開拓本部長 執行役員国際営業部長	波路夢(長興)食品有限公司董事長 波路夢(上海)商貿有限公司董事長
吉川 実	常務取締役	製造保証本部長 執行役員品質保証部長	波路夢(長興)食品有限公司副董事長
横田 昇	取締役	人智財本部 執行役員人事企画部長	
諸橋 文弘	取締役	製造保証本部 執行役員設備開発管理部長	北日本羽黒食品株式会社代表取締役
坂井 裕次	取締役	開発開拓本部 執行役員第二製品開発部長 兼 第三製品開発部長	
井手 規秀	取締役	開発開拓本部 執行役員工リア営業部長	
中野 隆	取締役	人智財本部 執行役員総務推進部長	
川村 治夫	取締役		
河端 和雄	取締役		
佐々木 広介	取締役		
尾関 幸美	取締役		
森 邦雄	取締役		
植木 敏彦	常勤監査役		
佐藤 一也	常勤監査役		
川上 悦男	監査役		税理士
宮本 照雄	監査役		

- (注) 1. 取締役川村治夫、河端和雄、佐々木広介、尾関幸美および森邦雄の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役川上悦男および宮本照雄の2氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役川上悦男氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当事業年度中の役員の異動
  - (1)2020年6月26日開催の第144期定時株主総会において、森邦雄氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
  - (2)2020年6月26日開催の第144期定時株主総会終結の時をもって、小山貞一、寶島哲央、小林庄司、川上深、小林修および関根洋祐の6氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
5. 当社は、東京証券取引所に対して、川村治夫、河端和雄、佐々木広介、尾関幸美およびの森邦雄の取締役5氏ならびに川上悦男および宮本照雄の監査役2氏を独立役員として届け出ております。
6. 当事業年度末日現在、会社役員と交わした補償契約および契約済みの役員等賠償責任保険について該当事項はありません。

## (2) 取締役および監査役の報酬等

### ①当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締 役 (うち社外取締役)	21 (6)	163 (33)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	32 (13)
合 計 (うち社外役員)	25 (8)	196 (46)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は15名(うち社外取締役は5名)ですが、上記には2020年6月26日開催の第144期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した小山貞一、寶島哲央、小林庄司、川上深、小林修および関根洋祐の取締役6氏への支給分も含めて記載しております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 支給額には当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額、21百万円を含んでおります。
4. 上記のほか、使用人兼務取締役(10名)の使用人分給与(賞与を含む)を57百万円支払っております。
5. 当事業年度においては業績連動報酬および株式報酬等の制度は採用しておりません。

### ②当事業年度に支払った役員退職慰労金

2020年6月26日開催の第144期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役6氏に対し支払った役員退職慰労金は13百万円(過年度の事業報告において報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額11百万円を含む)であります。

### ③取締役および監査役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役および監査役の報酬額は2016年6月29日開催の第140期定時株主総会において取締役については年額240百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内、また使用人分給与は含まない)、監査役については年額50百万円以内と決議いただき、当該定時株主総会終結時点の取締役は18名(うち社外3名)、監査役は4名です。また、2020年6月26日開催の第144期定時株

主総会において、取締役の報酬限度額はそのままに、社外取締役のみ年額50百万円以内に改定との決議をいただきました。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役は15名（うち社外5名）、監査役は4名です。

④役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等は、基本報酬と役員退職慰労金で構成されております。

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を「役員報酬規程」として決議しており、取締役の報酬等については、株主総会の決議による報酬総額の限度内において会社業績、経済情勢等を考慮し「役員報酬規程」に定める方針および支給基準に基づいて取締役会において決定するものとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該「役員報酬規程」と整合していることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

役員報酬規程の内容の概要は次のとおりであります。

i) 報酬等に関する方針

- a. 経営の透明性・公正性、報酬の妥当性を確保し、企業価値向上と持続的な成長を通じて経営意識を高めるものであること。
- b. 株主総会で承認された報酬総枠のなかで、役位間、従業員、同業他社、地域水準等と比較してバランスに配慮したものであること。
- c. 取締役の報酬については、本規程に基づき報酬等に関する方針及び内容について取締役会において決定する。

なお、取締役会が取締役社長に決定を一任したときは、本規程に定める基準に基づき取締役社長がこれを決定する。

ii) 常勤取締役の報酬支給基準

常勤取締役の報酬は従業員給与の最高額を基準とし、その役職位に応じて倍率範囲を定め、基準に乗じて算出する。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度、取締役会は、代表取締役社長吉田康氏に対し各取締役の報酬の額の決定を一任いたしました。一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適している判断したためであります。

### (3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役川村治夫氏は、キャス・キャピタル株式会社の代表取締役を務めており、当社は同社と取引関係がありません。
- ・社外取締役佐々木広介氏は、一般社団法人健康ビジネス協議会の代表理事会長代行を務めており、当社は同法人と取引関係がありますが、佐々木氏は当社が定める独立性判断基準の要件を満たしております。
- ・社外取締役森邦雄氏は公益財団法人環日本海経済研究所副代表理事、新潟

県生産性本部会長および一般社団法人新潟県友会理事長を務めており、当社はそのいずれとも取引関係がありません。

- ・河端和雄および尾関幸美の社外取締役2氏ならびに川上悦男および宮本照雄の社外監査役2氏については該当事項はありません。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役川村治夫氏は、株式会社フードプラス・ホールディングス、株式会社シンコーおよび日本どうぶつ先進医療研究所株式会社の社外取締役を兼任しており、当社はそのいずれとも取引関係がありません。
- ・社外取締役尾関幸美氏は三井不動産株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社は同社と取引関係がありません。
- ・河端和雄、佐々木広介および森邦雄の社外取締役3氏ならびに川上悦男および宮本照雄の社外監査役2氏については該当事項はありません。

③主要取引先等特定関係事業者との関係

- ・当社の社外役員いずれも該当事項はありません。

④当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 川村治夫	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>長年にわたる国際業務および企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。</p> <p>また、経営諮問委員会に出席し、経営計画、後継者群育成計画、執行役員制度導入を検討し、また、役員人選検討委員会に出席し当社の役員候補者の推薦に携わりました。客観的・中立的立場から決定過程における監督機能を主導しております。</p>
社外取締役 河端和雄	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>長年にわたる総合商社での世界の食糧事情や国際間戦略にも精通した経験を有し、製油業界3社による経営統合および経営再建に携わってきた経営手腕および高い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p> <p>また、経営諮問委員会に出席し、経営計画、後継者群育成計画、執行役員制度導入を検討し、また、役員人選検討委員会に出席し当社の役員候補者の推薦に携わりました。客観的・中立的立場から決定過程における監督機能を担っております。</p>



<p>社外取締役 佐々木 広介</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>長年にわたる金融機関の豊富な経験に加え、国内外の経済政策に精通し幅広い見識を有しており、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、経営諮問委員会に出席し、経営計画、後継者群育成計画、執行役員制度導入を検討し、また、役員人選検討委員会に出席し当社の役員候補者の推薦に携わりました。客観的・中立的立場から決定過程における監督機能を担っております。</p>
<p>社外取締役 尾関 幸美</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会12回中11回に出席いたしました。</p> <p>会社法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社が持続的な企業価値、コンプライアンスの向上を目指すにあたり適切な助言・提言を行い、コーポレートガバナンスの実務における知見を活かし当社の中長期的な企業価値向上にも寄与しております。</p> <p>また、経営諮問委員会に出席し、経営計画、後継者群育成計画、執行役員制度導入を検討し、また、役員人選検討委員会に出席し当社の役員候補者の推薦に携わりました。客観的・中立的立場から決定過程における監督機能を担っております。</p>
<p>社外取締役 森 邦雄</p>	<p>2020年6月26日開催の第144期定時株主総会において選任され社外取締役に就任して以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。</p> <p>豊富な行政経験と地域情勢に精通していることから、持続的な企業価値の向上を目指すための知見を有し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、経営諮問委員会に出席し、経営計画、後継者群育成計画、執行役員制度導入を検討し、また、役員人選検討委員会に出席し当社の役員候補者の推薦に携わりました。客観的・中立的立場から決定過程における監督機能を担っております。</p>
<p>社外監査役 川上悦男</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。</p> <p>税理士としての豊富な経験から、財務、会計等に関して適宜発言を行っております。</p>
<p>社外監査役 宮本照雄</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。</p> <p>長年にわたる監査部門における豊富な経験をもとに特にコンプライアンス向上に関して適宜発言を行っております。</p>

- ⑤当社の不祥事等に関する対応の概要  
社外役員7氏いずれも該当事項はありません。
- ⑥責任限定契約の内容の概要  
当社と川村治夫、河端和雄、佐々木広介、尾関幸美および森邦雄の社外取締役5氏ならびに川上悦男および宮本照雄の社外監査役2氏は、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号の額の合計額となります。
- ⑦当社の親会社または当社の親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額  
社外役員いずれも該当事項はありません。
- ⑧記載内容についての社外役員の意見  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	34

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、また、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る監査等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を勘案し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積もり等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である、収益認識に関する会計基準対応のアドバイザー業務を委託し対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、持続的な企業価値の向上や、当社グループを取り巻く七媒体（株主、消費者、流通、国・県・市町村、取引先、金融機関、従業員）との「響働」を実現するため、法令、定款、社内規程等の遵守や、業務の有効性・効率性等の確保を目的とする「内部統制システム構築の基本方針」を下記のとおり取締役会にて決議しております。また、この内部統制システムを整備するとともに、定期的な見直しや必要に応じた改善を行うことを通じて、適切な運用を図っております。

#### ①当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- i) 当社およびグループ会社の取締役および使用人が、法令、定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」「経営理念」および「行動規範・指針」を定めます。そして、行動規範の基本原則である法令を遵守し社会的倫理に即した企業活動を進めます。
- ii) コンプライアンスの推進のため、教育、研修を実施します。また、法令の施行、改正情報などを調査し全社制策執行連絡会議において報告することで、各部署への周知徹底を図ります。  
(注)「制策」は社内用語です。(以下、同じです。)
- iii) 健全な会社経営のため、反社会的勢力および団体とは取引関係その他一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては組織全体として毅然とした態度で対応いたします。
- iv) 業務活動の改善提案およびコンプライアンスに関する疑問や違反行為等の通報のため、社外を含めた複数の通報相談窓口「ヘルプライン」を設置いたします。また、通報者の保護を徹底いたします。
- v) 当社は、代表取締役社長直轄の内部監査局を設置し、定期的実施する内部監査を通じて、業務実施状況の実態を把握し、当社およびグループ会社の業務が法令、定款および社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか調査いたします。さらに、制度・組織・諸規程が適正・妥当であるか確認することにより、財産の保全ならびに経営効率の向上に努めるとともに、監査結果を監査役会および関係取締役に報告いたします。
- vi) 金融商品取引法その他諸法令・諸基準に則り、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを構築いたします。

#### 《運用状況の概要》

- ・「コンプライアンス基本方針」をイントラネットに掲載するとともに、「行動規範・指針（小冊子）」を全従業員に配布し、コンプライアンスに対する意識を高める行動につながるよう周知、徹底を図っております。
- ・コンプライアンス教育の一環として、個人情報保護に関する教育を従業員に実施いたしました。
- ・女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法への施策として行動計画を策定・実施するなど、ダイバーシティ推進に取り組んでおります。

- ・健康を重視した経営方針のもと、従業員への健康管理に係る教育を行い、また、健康状況の相談のための機会を随時設けております。
- ・通報相談窓口「ヘルプライン」を従業員の誰もが利用できるように、「行動規範・指針（小冊子）」に複数の相談先を記載し周知しております。また、通報者が不利益を被らないよう、保護を徹底しております。
- ・内部監査局は財務報告の信頼性に係る内部統制の有効性の評価を行うほか、グループ会社、製造工場、営業所等の事業拠点の監査を行ったうえ、その結果を代表取締役社長や関係取締役、さらには監査役会へ報告を行っております。

### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- i) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や稟議書、取締役の職務執行に係る情報について、文書管理規程を定め保存、管理いたします。
- ii) 文書の種類に応じ保管期間、管理責任部署、保管場所等を定めるとともに、議事録等の重要文書類については、10年間閲覧可能な状態を維持いたします。

#### 《運用状況の概要》

- ・当事業年度は、方針に沿った体制を運用しております。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i) 当社は、業務執行に係る社会情勢の変化、販売および取引構造の変化、品質保証関係、経済情勢等の変化、天変地異の災害・天候不順などの様々な損失のリスクを認識し、それらの危険の大小や発生の可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失のリスクを最小限にすべく組織的な対応を行います。具体的には、内部統制委員会の指示のもと、個々のリスクごとに管理責任部署および責任者を定め体制を整えるとともに、リスク管理規程に基づき、定期的に対応策の見直し、教育の実施、周知徹底を行います。
- ii) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じ社外専門家の弁護士、公認会計士、税理士などにも随時連絡・相談し迅速な対応を行い、損失を最小限に止める体制を整えます。

#### 《運用状況の概要》

- ・新型コロナウイルス感染症の従業員への感染リスク防止のための諸施策を講じたうえ、グループ全体で取り組みました。また、事業活動で毎日使用するマスクの安定確保のため自社製造を始め、一般への販売も開始しました。
- ・内部統制委員会では、コンプライアンス教育の実施状況や全社的なリスクの対応状況の確認を行いました。また、コロナ禍にて生じた社内の業務上の課題を集約し共有したうえで、その対応方針の検討を行いました。
- ・財務報告の信頼性に係る内部統制の自己評価を実施することで財務報告上のリスクに対する統制の有効性の確認を行っております。
- ・品質保証第一主義に基づき品質管理体制の強化を図るべく、GFSI（世界食品安全会議）ベンチマーク規格のFSSC 22000への移行を進めてお

り、当事業年度で計5つの事業所にて移行を完了しました。

また、海外製造子会社にて食品安全マネジメントシステムの国際規格ISO22000の登録を完了しました。

- ・SDGs達成への貢献のため、包装材料としてのプラスチックの総使用量を削減するよう、包装材料の規格を見直しつつ、一部商品についてはプラスチックトレイの「ノートレー化」や「紙トレイ化」を図りました。また、環境に配慮した水性印刷を用いた包装材料への切り替えを進めております。
- ・大規模災害が発生した際に、従業員とその家族の安否確認を行うシステムを運用しております。
- ・従業員がソーシャルメディアを適切に利用するための教育を実施しております。

④当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 取締役の職務権限と担当業務を明確にし、計画的に開催する取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、また、書面決議により意思決定を迅速に行っていくことで職務執行の効率化を図ります。
- ii) 当社が随時開催する全社制策執行連絡会議には、当社およびグループ会社の取締役も出席したうえで、業務執行に関する基本事項および施策の実施状況の報告や必要事項の連絡を行います。
- iii) 常勤監査役は取締役会と全社制策執行連絡会議に出席し、意見陳述および取締役の業務執行に関する監査等を行います。

《運用状況の概要》

- ・取締役の職務執行の意思決定の迅速化を図るべく、当事業年度は取締役会を全12回開催しております。
- ・全社制策執行連絡会議を9回開催することでグループ全体の職務執行の効率化に向けた情報の共有を図っております。
- ・常勤監査役はすべての取締役会および全社制策執行連絡会議に出席しております。

⑤その他当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i) グループ会社は当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性および特質を踏まえ当社準拠の内部統制システムを整備いたします。
- ii) グループ会社の経営につきましては、当社関係部署の支援のもと、自主性を尊重しつつ、四半期ごとに当社取締役会にて経営状況についての報告を、また、随時、全社制策執行連絡会議にて業務執行報告を受けることといたします。さらに、重要案件については、当社関係取締役を交えた事前協議を行います。
- iii) 主要なグループ会社につきましては、当社の監査役が定期的に監査を行い業務の適正を確保する体制を整備いたします。

《運用状況の概要》

- ・ 主要なグループ会社の代表取締役社長は、四半期ごとの取締役会で経営状況の報告を行っております。また全社制策執行連絡会議に出席し、業務執行についての報告を行っております。
- ・ 監査役は主要なグループ会社に対して監査を行っております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- i) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する部署として、監査役会事務室（専任職員1名、総務推進部との兼任職員1名）を設置しております。

《運用状況の概要》

- ・ 監査役会事務室により、その職務を補助する体制を整えております。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- i) 監査役が、その職務を補助すべき使用人に指示・命令した業務については、当社の取締役および使用人は指揮命令の権限を有しません。
- ii) 監査役の職務を補助すべき使用人の適切な職務遂行のため、人事評価、人事異動、懲罰等の決定については、事前に監査役の同意を必要といたします。

《運用状況の概要》

- ・ 当事業年度は、方針に沿った体制を運用しております。

⑧監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- i) 監査役の職務を補助すべき使用人は、その指示・命令に従い行動いたします。

《運用状況の概要》

- ・ 当事業年度は、方針に沿った体制を運用しております。

⑨当社およびグループ会社の取締役および使用人等が当社の監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- i) 監査役は、当社およびグループ会社の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会や全社制策執行連絡会議に出席する他、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社およびグループ会社の取締役および使用人等から説明を求めることができることといたします。
- ii) 当社およびグループ会社の取締役および使用人等は、重大なコンプライアンス違反や信用失墜を引き起こし会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、あるいは業務に影響を与える重要な事項を発見した場合には、監査役へ適時、適切な報告を行う体制を確保いたします。
- iii) 通報相談窓口「ヘルプライン」の内部通報の運用状況やその内容について、当社総務推進部担当取締役は適時、監査役会へ報告いたします。

《運用状況の概要》

- ・当事業年度は、方針に沿った体制を運用しております。
- ・総務推進部担当取締役は通報相談窓口「ヘルプライン」の内部通報の運用状況やその内容を監査役会および取締役会へ適時報告しております。

⑩監査役へ前項の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- i) 監査役へ前項の報告を行った当社およびグループ会社の取締役および使用人等に対し、その報告の事実をもって不利な取扱いはいたしません。

《運用状況の概要》

- ・当事業年度は、方針に沿った体制を運用しております。

⑪監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- i) 監査役職務の執行に係る費用は、その監査計画に応じて予算化することで、その職務の円滑な執行を可能にいたします。
- ii) 監査のために必要な費用の前払いまたは償還は、速やかに行います。

《運用状況の概要》

- ・当事業年度は、方針に沿った体制を運用しております。

⑫その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- i) 監査役は、内部監査局および会計監査人と必要に応じ意見・情報の交換を行い、またその判断により職務遂行に必要な調査、情報収集等が実施可能な体制を構築いたします。
- ii) 監査役は、内部監査局と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて代表取締役社長を通して内部監査局に調査を求めることといたします。
- iii) 監査役会は、会計監査人である監査法人から会計監査の監査計画および監査結果について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図り効果的な監査業務の遂行を図ります。
- iv) 代表取締役と監査役会は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつことといたします。

《運用状況の概要》

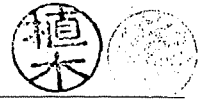
- ・当事業年度は、方針に沿った体制を運用しております。
- ・監査役は、必要に応じて、内部監査局や会計監査人と情報・意見交換を行っております。
- ・当事業年度は、監査役会と代表取締役との協議の場を計3回設けております。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値を高め、株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な方針は定めておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

貸借対照表 重役



(2021年3月31日 現在)



検印

係

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	33,975,197,891	流動負債	21,359,450,418
現金及び預金	13,656,923,098	支払手形	1,220,146,232
受取手形	78,390,998	買掛金	8,460,483,601
売掛金	12,746,750,418	短期借入金	1,597,489,370
有価証券	1,891,385	1年内返済予定の長期借入金	200,000,000
商品及び製品	3,491,259,620	リース債務	264,521,751
仕掛品	456,387,240	未払金	1,746,835,045
原材料及び貯蔵品	2,601,440,440	未払費用	5,363,431,370
前払費用	146,036,242	未払法人税等	945,349,700
短期貸付金	1,497,524,334	預り金	461,866,400
未収入金	564,065,750	賞与引当金	1,072,864,400
その他	76,329,477	返品引当金	24,812,965
貸倒引当金	△ 1,341,801,111	その他	1,649,584
固定資産	43,595,709,622	固定負債	5,848,010,270
有形固定資産	35,697,048,817	社債	100,000,000
建築物	15,369,661,708	長期借入金	50,000,000
構築物	904,638,713	リース債務	606,707,615
機械及び装置	10,999,186,710	退職給付引当金	4,829,460,360
車両運搬具	19,089,591	役員退職慰労引当金	247,314,000
工具、器具及び備品	359,840,241	負ののれん	14,528,295
土地	6,747,011,972	負債合計	27,207,460,688
リース資産	797,195,840	純資産の部	
建設仮勘定	500,424,042	株主資本	49,982,113,453
無形固定資産	1,291,408,140	資本金	1,036,653,000
のれん	884,725,041	資本剰余金	10,064,817,537
ソフトウェア	346,635,677	資本準備金	52,759,027
その他	60,047,422	その他資本剰余金	10,012,058,510
投資その他の資産	6,607,252,665	利益剰余金	40,418,871,583
投資有価証券	2,792,529,373	利益準備金	259,163,250
関係会社株式	981,491,943	その他利益剰余金	40,159,708,333
出資金	2,301,000	別途積立金	25,030,000,000
関係会社出資金	2	繰越利益剰余金	15,129,708,333
関係会社長期貸付金	2,393,099,424	自己株式	△ 1,538,228,667
長期前払費用	87,801,351	評価・換算差額等	381,333,372
繰延税金資産	2,178,787,220	その他有価証券評価差額金	381,333,372
その他	287,874,336	純資産合計	50,363,446,825
貸倒引当金	△ 2,116,631,984	負債純資産合計	77,570,907,513
資産合計	77,570,907,513		



損 益 計 算 書 重 役



〔 自 2020年4月1日  
至 2021年3月31日 〕

検 印



高 上 売 売		115,607,185,064
原 価		66,671,269,944
総 利 益		48,935,915,120
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		45,060,607,726
営 業 利 益		3,875,307,394
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	21,262,980	
受 取 配 当 金	58,809,156	
為 替 差 益	64,382,531	
受 取 賃 貸 料	518,554,058	
負 の の れ ん 償 却 額	1,709,210	
そ の 他 営 業 外 収 入	192,279,641	856,997,576
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,397,668	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	29,774,737	
賃 貸 収 入 原 価	488,687,525	
そ の 他 営 業 外 費 用	37,240,338	573,100,268
経 常 利 益		4,159,204,702
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	165,606,031	165,606,031
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	17,411,393	
減 損 損 失	408,584,052	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	37,457,000	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,386,275	
そ の 他 特 別 損 失	273,093	465,111,813
税 引 前 当 期 純 利 益		3,859,698,920
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,205,539,910	
法 人 税 等 調 整 額	△ 109,868,800	1,095,671,110
当 期 純 利 益		2,764,027,810

株主資本等変動計算書

[ 自 2020年4月1日  
至 2021年3月31日 ]

重役

捺印



係

	株 主 資 本										評 価 差 異 等	純 資 産 計 合
	資 本 金		資 本 剰 余 金		利 益		剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合		
	資 本	金	資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計 合				
						別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	1,036,653,000		52,759,027	10,012,058,510	259,163,250	25,030,000,000	12,930,253,816	△ 1,538,228,667	47,782,658,936	66,079,809	47,848,738,745	
当 期 変 動 額												
剰 余 金 の 配 当							△ 564,573,293		△ 564,573,293		△ 564,573,293	
当 期 純 利 益							2,764,027,810		2,764,027,810		2,764,027,810	
自 己 株 式 の 取 得								0	0		0	
自 己 株 式 の 処 分								0	0		0	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )									0	315,253,563	315,253,563	
当 期 変 動 額 合 計	0	0	0	0	0	0	2,199,454,517	0	2,199,454,517	315,253,563	2,514,708,080	
当 期 末 残 高	1,036,653,000		52,759,027	10,012,058,510	259,163,250	25,030,000,000	15,129,708,333	△ 1,538,228,667	49,982,113,463	381,333,372	50,363,446,825	

株式会社ブルボン

# 個 別 注 記 表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

- ・その他有価証券

市場価格のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のないもの

移動平均法による原価法によっております。

#### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品及び製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

- ・半製品・仕掛品・原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備・構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 …………… 3～47年

機械及び装置 …………… 2～10年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えて支給見積額の当期負担額を計上しております。

#### ③ 返品引当金

返品による損失に備えるため、過去の実績を基準として算出した見積額を計上しております。

#### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(4) のれん及び負ののれんの償却方法並びに償却期間

のれん及び負ののれんの償却については、20年間で均等償却しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(6) 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

・当事業年度の計算書類に計上した有形固定資産の金額

種類	当事業年度
建物	15,369 百万円
構築物	904 百万円
機械及び装置	10,999 百万円
車両運搬具	19 百万円
工具、器具及び備品	359 百万円
土地	6,747 百万円
リース資産	797 百万円
建設仮勘定	500 百万円
合 計	35,697 百万円

・識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が保有する有形固定資産について、現状の事業環境を踏まえた将来キャッシュ・フローの総額を見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額が有形固定資産の帳簿価額を下回る場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値を回収可能価額として帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、将来キャッシュ・フローに使用される前提は、各商品部門における事業計画にもとづいております。しかしながら、これらの見積り及び当該見積りに用いられた仮定は不確実性を伴うものであるため、予測不能な前提条件の変化などにより事業計画が実際の結果と異なった場合には、翌事業年度の計算書類において、有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 64,051 百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 2,083 百万円

短期金銭債務 2,644 百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売	上	高	339 百万円
売	上	原 価	11,001 百万円
そ の 他 の 営 業 取 引 高			189 百万円
営 業 取 引 以 外 の 取 引 高			568 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,675,613 株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰 延 税 金 資 産			
短 期 貸 付 金 認 容 額			457 百万円
未 払 販 売 促 進 費 否 認 額			186 百万円
賞 与 引 当 金 繰 入 超 過 額			327 百万円
返 品 引 当 金 繰 入 超 過 額			7 百万円
貸 倒 引 当 金 繰 入 超 過 額			1,054 百万円
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損 否 認 額			1,397 百万円
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 超 過 額			1,472 百万円
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 超 過 額			75 百万円
そ の 他			503 百万円
繰 延 税 金 資 産 小 計			5,483 百万円
評 価 性 引 当 額			△ 3,122 百万円
繰 延 税 金 資 産 合 計			2,361 百万円
繰 延 税 金 負 債			
土 地 時 価 評 価 差 額			△ 30 百万円
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			△ 152 百万円
繰 延 税 金 負 債 合 計			△ 182 百万円
繰 延 税 金 資 産 の 純 額			2,178 百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	北日本羽黒食品株式会社	新潟県柏崎市	10	食料品の製造	直接 100 間接 ー	当社製品の製造 資金の借入 役員の兼任	製品等の購入	9,666	買掛金	1,003
							機械等の賃貸料	425	ー	ー
							資金の借入	201	短期借入金	1,597
							利息の支払	12	ー	ー
	株式会社レーマン	東京都港区	28	食料品の製造・販売	直接 100 間接 ー	当社製品の 一部製造 資金の貸付 役員の兼任	利息の受取	9	短期貸付金	1,402
							資金の貸付	80		
	波路夢(長興)食品有限公司	中華人民共和国浙江省湖州市長興県	28,500千US\$	食料品の製造・販売	直接 100 間接 ー	当社製品の 一部製造 資金の貸付 役員の兼任	資金の回収	30	短期貸付金	65
関係会社長期貸付金									2,044	

(注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 製品等の購入については、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。
2. 機械等の賃貸料については、減価償却費、税金、保険料及び市場金利を勘案した利率で決定しております。
3. 資金の貸付利息については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 株式会社レーマンへの貸付金に対して貸倒引当金を1,167百万円、波路夢(長興)食品有限公司への貸付金に対して貸倒引当金を1,768百万円計上しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,096円35銭
- (2) 1株当たり当期純利益 115円05銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る附属明細書

## 第 145 期

〔 2020年 4月 1日から  
2021年 3月31日まで 〕

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

区分	資産の種類	当期首 残高 (百万円)	当期 増加額 (百万円)	当期 減少額 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	当期末 減価償却 累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期 償却額 (百万円)	差引 当期末 残高 (百万円)
有形 固定 資産	建 物	29,048	1,980	171 ( 122 )	30,857	15,487	937	15,369
	構 築 物	2,936	96	—	3,032	2,128	82	904
	機 械 及 び 装 置	51,564	3,180	1,423 ( 285 )	53,321	42,322	2,789	10,999
	車 両 運 搬 具	190	12	6	196	177	13	19
	工具、器具及び備品	3,567	214	80 ( 1 )	3,701	3,341	222	359
	土 地	6,747	—	—	6,747	—	—	6,747
	リ ー ス 資 産	1,174	471	254	1,391	594	230	797
	建 設 仮 勘 定	1,844	4,371	5,715	500	—	—	500
	計	97,074	10,326	7,652 ( 408 )	99,748	64,051	4,276	35,697
無形 固定 資産	の れ ん	2,081	—	—	2,081	1,196	104	884
	ソ フ ト ウ ェ ア	623	137	—	761	414	126	346
	そ の 他	60	—	—	60	—	—	60
	計	2,765	137	—	2,903	1,611	230	1,291

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建 物 上 越 工 場 1,192百万円 新 発 田 工 場 423百万円

機 械 及 び 装 置 新 発 田 工 場 1,726百万円 柏 崎 工 場 408百万円  
村 上 工 場 277百万円

建 設 仮 勘 定 新 発 田 工 場 1,441百万円 上 越 工 場 900百万円  
柏 崎 工 場 606百万円 貸 与 用 設 備 382百万円  
新 潟 南 工 場 334百万円 村 上 工 場 312百万円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

機 械 及 び 装 置 除 却 1,137百万円 減 損 285百万円

3. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。



2. 引当金の明細

区 分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当 期 減 少 額		当期末残高 (百万円)
			目的使用 (百万円)	その他 (百万円)	
貸 倒 引 当 金	3,428	100	—	70	3,458
賞 与 引 当 金	1,043	1,072	1,043	—	1,072
返 品 引 当 金	36	24	36	—	24
退 職 給 付 引 当 金	4,969	541	681	—	4,829
役員退職慰労引当金	237	22	13	—	247

(注) 貸倒引当金の当期減少額「その他」に記載されている金額は、一般債権の洗替え1百万円、個別引当債権の見直しによる戻入れ68百万円であります。

3. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 額 (百万円)	摘 要
販 売 促 進 費	26,979	
運 送 費 及 び 保 管 費	7,625	
広 告 宣 伝 費	2,127	
給 料 及 び 手 当	3,395	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	283	
退 職 給 付 費 用	167	
減 価 償 却 費	590	
の れ ん 償 却 額	104	
そ の 他	3,786	
計	45,060	

# 独立監査人の監査報告書

2021年5月13日


株式会社ブルボン

監査役会 御中


太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

金子勝彦 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

丸田力也 

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブルボンの2020年4月1日から2021年3月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第145期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務分担等に従い、web会議システムも活用しながら取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
  - ② 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。


### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。


2021年5月19日

株式会社ブルボン 監査役会


常勤監査役

植木敏彦 

常勤監査役

佐藤一也 

社外監査役

川上悦男 

社外監査役

宮本照雄 